

「退職給付引当資産」に関する規程
平成 29 年 10 月 13 日 理事会制定

(目的)

第 1 条 本規程は、公益社団法人空気調和・衛生工学会(以下、「当法人」という。)における公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する施行規則(平成 19 年 9 月 7 日内閣府令第 68 号。以下、「規則」という。)第 22 条第 4 項の特定費用準備資金のうち、定款第 51 条に定める事務局長等の職員の退職時に支給する退職給付に備えるため積み立てる資産に関し必要な事項を定め、その適切な執行を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 退職給付引当資産とは、定款第 51 条に定める事務局長等の職員の退職に備えるため積立てる退職給付引当資産(以下、「資産」という。)のことをいう。

(運用管理)

第 3 条 資産を運用する場合は、別に定める資金運用規程の規定に基づき運用する。

2 資産を運用しない場合は、理事会の決定により以下のいずれかで管理する。

- (1) 金融機関への預貯金
- (2) 元本保証の円建て金銭信託
- (3) 日本国債

(運用益)

第 4 条 資産から生ずる運用益は、公益目的事業または法人運営に充当することができる。

(積立)

第 5 条 資産は、各事業年度の退職金総額に必要な額を計画的に積み立てるものとする。なお、各事業年度に積み立てる額は、理事会の承認を得る。

(取崩)

第 6 条 資産は、退職に伴い支給する額の取り崩しについて財務理事が決裁を行い、理事会に報告する。

(改廃)

第 7 条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は、平成 29 年 10 月 13 日から施行する。